

令和元年度 第2回安曇野市情報公開・個人情報保護審査会 会議概要

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 審査会名 | 令和元年度 第2回安曇野市情報公開・個人情報保護審査会 |
| 2 | 日時 | 令和元年12月25日(水) 午後1時30分から午後4時00分まで |
| 3 | 会場 | 安曇野市役所3階 共用会議室305 |
| 4 | 出席者 | 宮澤会長、保尊委員、岡田委員、神戸委員、森本委員 |
| 5 | 事務局 | 金井総務部長、関総務課長、法務コンプライアンス係 高橋係長、
高橋主査、小島主査 |
| 6 | 公開・非公開の別 | 非公開(安曇野市情報公開条例第27条) |
| 7 | 会議概要作成年月日 | 令和2年1月20日 |

協議事項等

令和元年度第2回安曇野市情報公開・個人情報保護審査会

(1) 開会 (総務課長)

- ・本日の審査会は、非公開で行うが、調査審議終了後にホームページにて公開させていただく。

(2) 会長あいさつ (会長)

- ・本日は全委員が出席のため、条例22-2の規定により会議が成立することを報告。
- ・条例第27条の規定により、審査会の調査審議手続きは公開しないとされているため、本日の会議は非公開で行う。

(3) 議題

① ドライブレコーダーに関する諮問について

- ・ドライブレコーダーに関する諮問については、前回の審査会で提出された要綱案に従って運用するという暫定的な意見をいただいている。

本日は、前回出された意見をもとに事務局で要綱案を修正したのでその内容説明と、答申書案を神戸委員に作成していただいたので、その内容確認をお願いしたい。

安曇野市公用車におけるドライブレコーダーに関する要綱についての説明 (総務課)

- ・前回提示した要綱を告示できる形に字句訂正等を行った。大きくは変わっていないが最終確認ということで主だった点について説明させていただく。
- ・第1条趣旨については、ドライブレコーダーにより公用車に係る事故等の防止及び適切な処理を図るため、並びに当該装置により収集した個人情報を保護するため、公用車における当該装置に関して必要な事項を定めるものとする。
- ・第2条が定義となる。データと複製データを分けて管理できるようにした。記録媒体について明確に定義し、管理責任者と管理担当者を置くことで責任をもって管理する者について定義した。
- ・第3条はドライブレコーダーの設置の目的となる。公用車の運転時の事故等を防止すること及び職員に対する安全運転教育に用いること並びに事故等の発生時における状況及び原因を明らかにして適切な処理を図るため、必要な限度で公用車に設置するという設置目的を定めた。2項で市民等が視認しやすい方法により表示しなければならないとした。また、作動時間については運転時に限り作動させるものとし、運転者によって作動不作動をしないように常時記録とした。
- ・第4条は管理責任者を置いて、守秘義務を定めた。
- ・第5条は勝手に記録媒体を抜き差ししないよう常時装着を定めた。ただし、8条に規定する場合に限り記録媒体を取り外すことができるとした。

- ・第6条は取り出したデータを加工してはならないとしているが、情報提供に際して但し書きにより加工可能としている。
- ・第7条はデータの保存について基準がないので、自動で上書きされるまでとし、複製データの保存期間も30日とした。しかし、利用目的に鑑みて特に必要と認めるときは、保存期間を延長することができるとした。
- ・第8条の利用目的では、基本的には設置目的以外の目的に利用してはならず、3条の目的のために設置するとし、事故等の関係者又は捜査機関に提供する場合以外は、提供しないということに定めているが、例外規定も設けている。
- ・第9条では8条でデータを利用する場合、きちっとした形で相手方に対し利用の管理をするように定めた。
- ・第10条では市民から苦情を受けたときは、適切に対応することを定めた。
以上全体像となり、大きく前回とは変わっていないが字句体裁等を改めさせていただいたので、報告させていただく。
- ・ただいま要綱案の説明が事務局からあったが、内容の追加や補足があったら担当課からお願いしたい。→(財産管理課) 特になし。
事務局からの要綱案の説明について、質問意見があればお願いしたい。

委員より質疑

- ・公用車を利用した者がドライブレコーダーのデータを見ようとすれば見られるものか。
→車両についている機械では見ることができる状態、職員が見る場面はないと思うが機械上ではできないことはない。
- ・データが入ったものを抜き出すことはできないか。
→管理者で指示しない限りできないことになっている。
- ・個人情報の取り扱いが管理者しか使えないとなっているが、一般職員は取り扱いできないというのがあるのか、そこらへんは守秘義務の関係で抑えられるのか。
→ハード的には普通のドライブレコーダーなのでSDカードを取り出すことはできるが、管理者から指示がないと取り出さないこととしている。
- ・制度設計では、限られた人しか使ってはいけないとしているので、それ以外の人はしてはいけないと言えるか。
→5条2項で管理責任者は8条に規定する場合に限り、データの解析及び複製データの作成等のためドライブレコーダーから記録媒体を取り外すことができるとしており、主語が管理責任者等に限定されているので、これ以外の者はできないという反対解釈で言うことができる。
- ・ということは全体的に取り出すことはできないですよという考え方か。
→要綱は職員に対して法的拘束力を持つのでおっしゃるとおり。
- ・悪いことをしようとするれば運転手が抜き差し可能ということか。心配しているのは職員全員がこの取り扱いは限られたものしかできないことが明記されていれば、それに反するからやった場合は処分できる。
→外に漏らしたりした場合には地方公務員法34条の守秘義務で対応が可能。法の方が要綱より上位規範となり、要綱では取り扱いについては管理責任者と管理担当者に限定されているので、告示された段階で職員に対して職務命令と同じような形で拘束力を持って取り扱われることから、その点に関しては問題ないと考えます。
- ・要綱の中に使えないという規定があれば職務命令されているから、明らかに使うことになれば

職務命令に反する。地公法の守秘義務は分かる、その整理と制度設計上個人情報をしっかり管理して行くか確認したい。

→2条の6号と7号で管理責任者と管理担当者が操作するとなっているので、ほかの一般職員はデータを取り扱えない。よって、この要綱が告示された段階で一般職員は操作できないことになる。

・地公法の適用を受けて処分することになるか。

→この要綱に違反した取り扱いにも当然なるし、情報を漏らしたということであれば地公法の対象になってくる。

・悪意を持った職員が現れた場合、運転手であれば技術的には可能だとすれば、万が一情報が漏れた場合に調べる方法はあるか。

→要綱では監視体制を前提としたものにはなっていない。一般的な職員倫理とか地公法の義務で防止できるものと思う。

・例えばだれが運転したかという記録は残っているのか。

→車の鍵は申請をして警備員室で鍵を受け取る。どの職員がどの時間にどの車に乗ったか全てトレースできるようになっている。

・であれば問題ない。

・抜いたことがわかるようなドライブレコーダーが開発されていなければ仕方ない。

・できる限り防げるよう運転者を管理することで問題ないと思う。

・管理の安全性がしっかりしているかという点と技術的には最大限やっている。

・共用車両の鍵の取り扱いについて説明いただきたい。

→まず車の予約をシステムで職員自身が行い、鍵の受け渡しは委託会社をお願いしており、鍵の貸し出し時間と返却時間を記載させている。運行については運行記録により、行先と運行距離を管理している。

・時間的空白はないということか。

→ドライブレコーダーに時間が出るので、運行時間と記録を照らし合わせれば確認できる。

・公用車の管理は専門に使う課の管理はないのか、すべて共有か。

→所管課の持っている車両もある。鍵も所管課で管理して運行記録を付けている。

・要綱の中には管理者以外には禁止するという既定は明確にはないので、そこを定めた方がいいという思いはあるが、職員は書類を持ち出してはいけないことと同じ範疇かと思うので、要綱としてはこれでもいいかなと思う。

会長まとめ

・他に質問はよろしいか、他になければ要綱については、内容のとおりということによろしいか。

・特に反対意見なし

ドライブレコーダーに関する答申書案の説明

・前回の審査会でドライブレコーダーについて、概ねこの要綱で取り扱いや情報管理のところは、個人情報保護の条例に基づいて取扱い基準を定めることでよろしいのではないかという結論をいただいていたと思う。それに従って書いている。

・結論として、市が公用車にドライブレコーダーを設置することにより、車両周辺の不特定多数の通行人等の映像を本人の同意なく収集保管すること。また、公用車が事故に遭遇した場合は、ドライブレコーダーに記録された映像データ等を、保険会社等の事故の関係者又は捜査機関等の外部に提供することは、認められると判断するという結論となっている。

- ・ 諮問としては諮問書のとおり、1点目に走行中に不特定多数の通行人等の映像を本人の同意を得ずに収集保管することになるため、条例第8条では本人の同意が必要となるため、その例外として審査会の意見を聴いて公益上必要があることとされているため規定に基づき諮問があった。もう1点については、収集したデータを事故等があった場合に捜査機関とか保険会社にも提供するので、外部提供ということについても基本的に本人の同意が必要となるので、その例外として審査会の意見を聴いて公益上必要があること、それに基づいて諮問がされたということになる。
- ・ 審査会における審議として、前回の審査会で回答いただいたことを議事録からまとめた。現在のドライブレコーダーの設置及び管理運用状況について要綱にもあるが、職員の安全意識の向上と事故が発生した際の事故責任の明確化や事故処理の迅速化のために、平成31年3月末現在で、公用車335台のうち53台にドライブレコーダーを設置している。ドライブレコーダーが設置されている公用車には、共用車両として職員誰でも使用できる車両も含まれる。データ提供について、現在までドライブレコーダーが設置された車両の事故が発生したことがないため、捜査機関や保険会社等の外部に提供した事例は無かったということが前回確認できている。
- ・ 今後の設置及び管理運用方針については、更新時にドライブレコーダーの設置を拡大する方針であり、本年度は新たに16台にドライブレコーダーを設置する予定である。今後は、要綱に従って設置及び管理運用を行う方針であることが前回確認されている。
- ・ 当審査会の判断として、ドライブレコーダーについては、同意なく個人情報を収集して外部提供する可能性もあるので、特に配慮する必要があり、既に設置運用がされているが、本来であれば、開始時に条例に基づいて諮問していただいて必要性の判断をしたり、要綱も開始前に定めておくべきであったのではないかと思うが、これまで少なくとも外部提供の事例は無かったということで、結果的に問題はない状況であったと考えられる。ここについては意見をいただきたい。
- ・ 今後の設置管理運用について、収集保管については条例8条で収集の制限として、第1項で個人情報を収集するときは、目的を明確にして目的を達成するために必要な限度において、適法かつ公正な手段により収集しなければならないと規定がある。2項6号ただし書きにおいて、本人から収集しなければならない例外として実施機関が審査会の意見を聴いたうえで、公益上必要があると認めたとときと規定されている。そこで、ドライブレコーダーを設置することにより、個人情報の収集を行うに際しては、公益上必要があると認められること、ドライブレコーダー設置の目的を明確にし、目的を達成するために必要な限度において個人情報を収集することが必要である。また、収集した個人情報の保管については、安全かつ適正に維持管理されることが必要となる。
- ・ 公益上の必要性について、市として公用車の運転時の事故等を防止すること、職員の安全意識の向上、事故が発生した際の事故責任の明確化や事故処理の迅速化を図ることは有益であることから、公益上必要があると認められると考える。
- ・ ドライブレコーダーの設置について、要綱3条1項で目的が公用車の運転時の事故等を防止すること及び職員に対する安全運転教育に用いること並びに事故等の発生時における状況及び原因を明らかにして適切な処理を図ることという目的が明確にされており、その必要な限度で設置すると定められている。設置の目的を明確にし、目的達成に必要な限度で個人情報を収集することが明示されている。第2項でドライブレコーダーを設置してあることを市民が視認しやすい方法により表示すること、ドライブレコーダーは公用車の運転時に限り作動させるものと

して個人情報の収集時間を限定している。

- ・ドライブレコーダー及びデータの管理を適正に行うところは要綱第4条に該当するが、管理責任者及び管理担当者を置くこととして、管理責任者は所管課の長を持って充てると規定して管理責任者を明確にすると共に、管理責任者等は、必要な措置を講じなければならないとしている。また、要綱第5条で記録媒体は常時装着しなければならないとして、管理責任者等が要綱8条の規定に基づき利用や提供が認められる場合に限り取り外すことが出来るとして、管理責任者等以外の者が記録媒体を取り外すことを防止している。また、管理責任者等は、取り外した記録媒体及びデータを施錠可能な保管庫に保管しなければならないとしている。要綱においては、データの加工や保存に関しても定められており、個人情報の保護の観点から安全かつ適正な管理体制がとられていると認められる。従って、ドライブレコーダーを設置することによる個人情報の収集保管は認められると判断するとした。
- ・先ほどの意見のとおり公用車の管理についても、きちんと管理されているということも入れた方がよければ、理由として管理のところへ入れてもいい。
- ・データの外部提供については、条例9条1項において目的外利用及び外部提供を禁止しているが、ただし書き第6号において、例外として審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとときと規定している。ここは条文の説明になるが最後のところで、この外部提供を行うに際しては、公益上必要性があると認められること、3項の本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないことが必要であると考えられる。
- ・外部提供について公益上必要があると認められるかということだが、近頃、ドライブレコーダーにより撮影された映像データが、交通事故やその他の事件、事故等の状況及び原因究明等に大きく寄与しており、全国的にも公用私用を問わずドライブレコーダーの設置が進んでいる状況にある。従って、公益上の必要があると認められる。
 - ・本件外部提供によって、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないかという点について、外部提供は公用車の事故等の適切な処理のため、事故等の関係者または捜査機関に提供する場合その他要綱第8条に定められた場合に限定されている。また、データ等を外部提供するときは、要綱9条第1項に基づき、相手方に対し適正に管理すること、目的外利用及び第三者への提供の制限とか、データの返却や消去等利用後の必要な処理を行うことを遵守させることとしており、さらに、データ等を利用又は提供をしたときは、利用または提供の理由、期日、相手方及びデータ内容を記録しなければならないとの規定も定められているので、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないと基準が明確に定められていると判断した。本件データの外部提供については、公益上必要があり、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することはないと認められると判断した。結論はこの繰り返しとなる。

事務局より補足説明

- ・2ページの8行目になりますが、前回16台のドライブレコーダーを設置する予定ということでお話しさせていただいたが、担当課に確認したところ共用の公用車4台と健康推進課の管理している公用車12台に設置済み、これについては設置する予定ではなく設置済ということになりますのでお願いしたい。

委員より意見質疑

- ・これから増やしていこうという方針は変わらないか。
- ・審議ですが、実施機関に説明を受けるのと中身について審議するのとは分けて行うべき。審議は実施機関の方が退出の中で行うのが通常ではないか、今は補足説明を伺う場としたい。

- ・ 1 ページの結論で判断の内容が 2 個ある、2 個目の趣旨は保険会社とか事故関係者というのは典型的に提供が行えるということをあらかじめここで決めておくという趣旨か、審査会としてこの類型は 6 号に当たるので、個別の事案については審査会に諮る必要がないということか。
 - ・ 諮問書では捜査機関のほか保険会社等にも提供とあるが、捜査機関には当然出してもよいのでこのとおりに書けばいいのか。
 - ・ それが普通の対応か、事故が起きた直後であれば見せるのが普通の対応、結論的には類型化してこの情報については、個別的な意見は必要ないということをあらかじめ包括的にここで意見を述べるということか。
- 個人情報保護条例の法令の定めがあるときの法令の解釈は、法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定が置かれている場合を広く含む。事故の際の届出については道交法の義務があるのだろうが、ドライブレコーダーも含めて提供する義務があるのか、また第三者の事故の時、任意に提供する場合もあり得ると思ひ捜査機関に公益のために提供する場合、根拠が無かったとしても提供の可能性はあり得るので、厳密には区別はしなかった。
- ・ たまたま公用車で走っていて、事故が映り込んで記録されてしまった場合も多い。そういうケースにおいて、警察が捜査の過程においてドライブレコーダーの提供を求めてきた場合、その都度、審議会の意見を聞かなければならないのか、条例 9 条 2 項で認められるのか。
 - ・ 法令とは令状がある場合が想定されており、任意提出の義務はない。
 - ・ 公用車自体が事故していればそうなのでしょうが、たまたま映ったものを出してくれといったことまでカバーできるか。
 - ・ たまたま起きたケースにおいて、9 条 2 項に当てはまらないとすると個別判断があるのか、それとも典型的にいいですよと言えるのか、警察への任意提出とか保険会社への提出は典型的のいいのかとすることを事前に決めておくのか。
- 9 条 2 項で請求されるこの法令等の場合は、刑訴法 197 条 2 項の捜査機関が請求するものも自治体には回答義務があるとされているので、何かの事故があつて公用車が居合わせた時には 197 条 2 項で請求してもらい、それに基づいて外部に必要な個所だけ出す形になるので今回の諮問からは外れる。
- ・ 確認だが、他の車が事故を起こした時ということは想定されていないということでもいいか。
- 設置目的が 3 条により公用車における事故ということになっている。
- ・ ほかの事故も対象になることを想定して答申案を作成した。
- この事故等は、今社会問題になっている煽り運転の被害を受けたとか公用車に係る交通トラブルという意味で事故等と敢えて入れた。動く監視カメラの様に公用車が使われるのではなく公用車の事故のために用いることとしたい。
- 公用車で事故を起こしたときに、保険会社に提供を求められた場合には条例 9 条 6 号の該当で提供していいか。
- ・ それは典型的にあらかじめいいという答申を出すということ、そのために答申する。
公用車にどう表示してあるか、後で確認をしたい。
- 作って表示しているので、後で見本を持ってくる。
- ② 防犯カメラの設置及び運用等について（地域づくり課）
- ・ 諮問事項については、本人の同意がない個人情報の収集（公共施設等に設置された防犯カメラ

による撮影及び映像の保存) についてとなる。

- ・ 諮問理由は、前回の審査会で説明したとおり、当市の公共施設に設置された防犯カメラによる撮影、その映像の保存は、「個人情報の収集」に該当するため、本来であれば、あらかじめ個人情報保護条例第8条第2項第6項に基づき審査会の意見を聞いた上で行わなければならないところ、カメラについては審査会の意見を聞くことなく設置・運用していた。
- ・ 改めて条例に基づき、意見を求めるもの、また防犯カメラはその性質上映り込む不特定多数の者全員に個別に同意を得ることが困難なため、本人の同意がない個人情報の収集の適否について審議していただくが、適正な設置・運用を図るため前回示した規則をよりしっかりしたものにするため若干の補強をした改正案の確認をお願いし、今後はこの規則による適正な運用を図っていききたい。
- ・ 現在の取り扱いについては、資料1で防犯カメラ設置運用規則ということで現行の規則、資料1-2で規則改正案を説明する。
- ・ 第2条定義の中に防犯カメラの目的が入れ込んである、現行規則に施設の適正管理と事故防止を新たに追加した。
- ・ 第3条は管理責任者に加え取扱担当者を新たに規定し、操作者を限定した形とした。
- ・ 第4条設置は、配慮しなければならないから撮影範囲・設置表示等について措置を講じるものとし、より徹底した内容とした。
- ・ 第6条の外部提供時の留意事項というところで、第2項に外部提供時に相手方に遵守していただく事項を追加した。
- ・ その他、字句訂正をした上で、審査会の意見を反映し改正していききたい。
- ・ 資料2は防犯カメラ設置一覧で、規則に基づき全施設において防犯カメラの設置表示をしていること、防犯カメラや記録媒体の滅失防止措置を講じていること、画像の保管期間を14日以内としていることを確認いただきたい。
- ・ 資料3は防犯カメラの設置施設について、類型的、目的ごとに大きく7区分に分けて設置台数、設置目的を入れた。
- ・ 審査会からは、防犯カメラによる個人情報の収集の適否について意見をいただきたいこと、合わせて今後の扱いについて、市の公共施設等において新たに防犯カメラが設置されることが見込まれるが、設置目的及び必要性が同一であると考えられるものに関して類型化し、その類型に該当する場合には、事前の審査会への諮問を不要としていただけるのかどうか。
- ・ 答申の類型化がされた場合は、今後、新設・増設される防犯カメラについては、その設置・運用状況を年に1回、審査会の場において定期報告をする。
- ・ 答申を受けて今後の運用については、前年度分の新規設置数、映像の外部提供実績などを直近の審査会に報告する。設置・運用に関して疑義が生じる場所への防犯カメラの設置については、担当部署で協議の上、その都度審査会に諮問するか否か検討する。
- ・ 街頭における防犯カメラの設置については、改めて審査会に意見を伺う予定でいる。

防犯カメラに関する答申書案の説明

- ・ 諮問の趣旨については書いてあるとおり。
- ・ 審査会の意見として、防犯カメラによる個人情報の収集の公益上の必要性についてはほぼ法律

論、防犯カメラによる個人情報を収集することは個人情報を本人以外のものから収集することに当たるため、防犯カメラによる個人情報の収集に公益上の必要性があるかどうか検討する。

- ・目的について公益性の検討で、掲げた目的はいずれも正当なものであり、防犯カメラを設置・運用する必要性も認められるとしている。
- ・防犯カメラの適正な設置及び運用について実施機関が防犯カメラを適正に設置・運用しているかどうかを検討する。
- ・防犯カメラの運用の適正について検討する。当審査会に提出された資料及び実施機関の説明によると、実施機関は、防犯カメラを設置する施設を、7類型に分けて当該公共施設の性格に応じて防犯カメラの設置目的を具体的に定め、防犯カメラの設置箇所及び撮影対象範囲を必要な範囲に限定し配慮している。設置及び使用されている防犯カメラのすべてにカメラ設置表示がなされている。画像の保管期間も各防犯カメラの設置目的の達成に必要な合理的期間が定められており、当該期間が経過したときは上書きにより画像が消去されており、さらに安全面もこうなっている。
- ・実施機関にもう少し補足することがあれば説明していただき、運用の適正でいいかどうかを認めることができる。
- ・審査会の意見は後でいいのか、結論は皆さんのご意見を聞いて決める。カメラ設置の適正について、答申で書いてあるような内容以外にこれを補強する形で何か説明していただけることは無いか。

担当課補足説明

- ・カメラ設置の表示については、すべての施設において表示してあるということで、268台個別に一個ずつとなると難しい。利用者の方が通る出入り口でという包括的な表示をしている施設もある。
- ・可能なものはすべて個別に表示しているが、なかなか設置場所等が無いものについては、入口等の分かりやすいところで全館の中で撮影しているといったことを示している。

委員より質疑

- ・資料によると施設の中に台数が設置されているということか。
→台数までの表示はなくて、施設の出入り口のところに撮影しているという表示をしている。
- ・認定こども園など他の施設も複数台あるものについても同じような表示か。
→可能な限り個別で表示をしているが、できないものについては施設の入口で包括的にやっている。
- ・資料2と3の見方については。
→資料2は一覧表となっている、資料3はその一覧を類型別に再分類したもので同じもので、別の観点から分析したもの。
- ・実施機関としては今の話だと、可能な限り1台1台個別の防犯カメラごとに表示をするということが原則だが、できない場合はその他適切な方法で表示しているという理解か。
- ・審査会がある程度適正という判断ができる形態で今やっていたらいいので、どの程度までやれば適正と言えるか。
- ・個々のカメラごとに個別に表示をしなければいけないのか、必ずそうでなくてはいけないのかと言うと調べてもよくわからない。しかし、個別であることが望ましいのは確かなこと、表示することにより抑止効果もあり、嫌なら逃げればいいのかという個人の自由も確保するという観点からも、実施機関のいうとおり個別が原則と考えるが、必ず絶対そうじゃなくてはいけないの

かはわからない。

→資料1-2で改正案を示させていただいたところですが、現状物理的に包括的に表示しているところも踏まえて、防犯カメラが設置された公共施設の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを表示すること、これについて措置を講じるものとするということで改正案に入れさせていただいた。

・改正したとしても規則の内容が適正かということで論点に移るだけ、むしろ個別に設置できない理由がこうだということを示していただいた方がいい。原則はそうだと、できない場合はこういう理由があるんだと言っていただいた方がいい。原則を変えましたと言うとそれは妥当ではないということになってしまう。

→壁がない解放された空間で、天井表示はなかなか目が向かないので難しいというのが1つある。

・たとえば、公共施設の見やすい場所に単純に防犯カメラを設置していますということなのか、どこの地点に設置されていますというところまで行くのか。

→庁舎でいうとカメラがついている部分はメインは中央のロビーとか共用部になってくるので、もし表示というような例で上げさせてもらいとするなら、玄関の入口あたりのところに防犯カメラ作動中といったような表記になる。

・東西の玄関の入口とフロア案内のところの表示か。

→今は施設全体で防犯カメラが作動していますといった意味で、東と西とメインで入ってくるところには防犯カメラ作動中という表現で表示している。あと、各階段を上ったところにある各階の案内板の下に防犯カメラ作動中と表記している状況。

・どこの施設もそういう基本的な考え方でやっているのか。

→個別で表示している施設もある、本庁舎みたいな大きいところは纏めての方が分かりやすい。

・他のところの水準が分からないのでなかなか評価できないということがあるが、普通の考え方で言うとカメラの設置された場所に表示するのが基本的である。

・資料3の設置目的で利用者、職員のトラブル防止とあるが実際のトラブル防止に役立っているのか。

→庁舎は平日休日問わず市民開放しており、1階ロビーや4階パノラマラウンジということでだれでも出入りできる。利用者同士でトラブルも発生したりとか、休日の市民開放は完全に事務所の部分と隔離されているわけではないので、侵入の危険性も出てきている。

・利用者の点は分かったが、職員のトラブル防止というところには窓口での不当要求などの事例が有ったか。年1件ぐらい起こるか。

→昨年1階の窓口でトラブルが起こったという事例が有る。今年は、パノラマラウンジで犯罪には至らなかったが盗難のトラブルが有った。

(5分間休憩)

・(再開) 実施機関として、答申案についてこのへんはというようなことがあれば、ドライブレコーダーも含めて出していただきたい。無ければここで一旦実施機関の方は退座していただいて、答申案の審議をしたい。

・表示方法の個別かどうかの事例を調べて送っていただければ、使わせていただく。

(実施機関退席、答申案の審議)

ドライブレコーダーの答申案について審議

・大筋ではよろしいと思う、あくまでも公用車の運転における事故に関してその限りにおいて第三者に提供するというのを明確にして、目的は限定されているので問題なく使える。公用

車の事故については、時と場合によって保険会社や関係者には典型的に審査会の意見を聞くことなく提供できるということがいい。

- ・基本的にこれでいい、審査会の判断の最初の部分で、こういう経緯であったけど本来はよくないという部分は入れている。基本的には公用車の事故の場合にという話が有ったが、最後の外部提供のところで交通事故以外のことが書かれているので、ここはそういう趣旨であれば交通事故限定でよろしいかと思う。
- ・防犯カメラの方がドライブレコーダーよりも導入時期が早い、防犯カメラについては全国でいろいろな答申書が出ている。答申書が出てから始めているかと言ったら、出ている数からいっても必ずそうしなければいけなかったのか、当時の状況から必ずそうとまでは言えないのではないか。

→最後に確認ですが3条で、設置目的が運転時の事故等を防止することとなっており、ドライブレコーダーで撮影しているという表示を公用車にするので、それによって煽り運転する方もいると思うので、ドライブレコーダーが付いていますということで公用車の安全な運転を図りたい。また、撮影しているので職員が無理な運転をしないということでここは事故等防止として、煽り運転されないとか急接近しないとか、撮っているのを職員が安全運転するとかということ。これがひとつの目的で、及び職員に対する安全運転教育ということで危ない事故があったとか事案究明を職員に対して伝え事故情報を共有するというのが2つ目、3つ目が事故等の発生時における状況と原因を明らかにして適切な処理を図る、これが事故のあったとき警察にどういう状況だったか任意的に提出する場合とか、保険会社に過失割合算定のため提出するとか相手方に見せるとか、あとはこの等が入っているのが交通トラブルの時に必要な範囲で適切な処理をするために、相手方に見せるだとかそこに限定するために3条の目的でやっている。基本的にはこれ以外の目的には利用しないし、外部提供はしないということで最終的な確認をさせていただきたい。

- ・ドライブレコーダーはいつから設置しているか。

→26年位からだと思う。

- ・ドライブレコーダーの方はそんなに問題になるようなことはないと思う。
- ・先ほどから話題になっているようなことは、あえて問題にすることはないということか。
- ・答申を経ないで導入したことはそのとおりだが、あえて確認することの重要性はない。
- ・どちらかと言うとデータの取扱いを適正に行いさえすれば問題ない話でそこが一番のポイント。
- ・テレビに出たりすると拡散される。
- ・その前提として、いろいろな通行人とか映っていて個人が映ってしまうから、そこを聞かなければいけないということ。
- ・要綱の施行は未だということか、未だ要綱自体は施行されていないから、より一層適切な要綱を定めてやりだす前に諮問されているからと理解してもいい。

会長まとめ

- ・この答申案で多少字句の修正をしていただく。
- ・答申前に運用していたことについては、書かない事として削除の方向で再調整をお願いする。
- ・7条で保存後しっかり管理し消去しているということも書いた方がいい。
- ・以上出たことを精査していただき、答申案の最終をまとめていただきたい。

防犯カメラの答申案について審議

- ・意見をいただきたいところは審査会の意見とした項目で、規則は肖像権・プライバシーの権利

及び個人情報保護を十分に配慮した内容で適正であると、規則も運用も適正でありカメラでの撮影は原則の例外として許容されると判断する。

- ・ 公共施設を7分類に類型化し、公共施設等の性格に応じて防犯カメラの設置目的を具体的に定め、防犯カメラの設置箇所及び撮影対象範囲を防犯カメラの設置目的を達成するために必要な範囲に限定しており、公共施設等における防犯カメラの設置及び運用については、その適正が十分に確保されていると考えられる。
- ・ 実施機関が公共施設等に新たな防犯カメラを設置する場合において、上記のタイプのいずれかに該当する公共施設等に防犯カメラを設置するときは、当該公共施設に防犯カメラを設置することについて、公益上の必要性を判断するに際して当審査会の意見を聴くことを実施機関に求めない。
- ・ 他方、上記のタイプのいずれにも該当しない公共施設等に新たに防犯カメラを設置するときは、実施機関は公益上の必要性を判断するに際して当審査会の意見を聴くことが求められる。
- ・ 市民等の肖像権やプライバシーの権利を不必要に制限することがないように、すでに設置・運用している防犯カメラの設置の必要性及び運営の適正について、防犯カメラの運用状況を踏まえて定期的に検証し、必要に応じて適切な措置を講じることが必要であると考え。そのため、当審査会は、防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集、利用、提供等の管理運営の状況を取りまとめて、毎年審査会に報告することを実施機関に求める。
- ・ 類型に当たらないところでは個別に諮問がいらぬということではいいかが答申の最大の争点。
- ・ 本当にトラブルがあったのか、設置それ自体の必要性の要件というのが重要、それなりのトラブルが発生していたら付けてもいいということで、果たして公益性があるかどうか。
- ・ 設置の必要性について定期的に検証して、場合によっては中止することを抽象的に入れた。

委員の審議

- ・ 懸念があるのは庁舎1階の窓口のところが見えるもので、利用者が特定できるものが必要か疑問がある。窓口以外の部分で庁舎の管理ということでは当然必要、カメラの設置には反対ではない。職員がいる時間での利用者とのトラブルはあったとしても、防犯カメラで撮っておかなければならないか、時間外は書類とかのこともあるので当然撮影は必要だが、日中職員がいる状態まで窓口の撮影が必要かと言うと少し懸念がある。ほかの点については了解できる。
- ・ 撮り方とか撮った後の管理の仕方はそれほど問題ない、表示の仕方は多少問題あるが、個々のカメラの設置の必要性それ自体が最大の論点。
- ・ 個々と言っても類型化はしている。
- ・ 個別にひとつずつ審査するののかという問題も出てきたりして、以前は犯罪多発のところではなければ防犯カメラを付けないという考え方だった。
- ・ 設置自体は夜間とか休日解放されているのであれば、職員がいない時間に撮っていることはありだと思ふ、平日の日中撮影していることに関しては目的として足りないのではないかと、そこだけ中止すべきではないかという答申になるのか、ほかの部分については全部OKということになる。
- ・ いわゆる撮影時間ということになるのか。
- ・ この窓口を映すものに関しては。特定の課とかではなく窓口としたが、実際には課によって程度の差はあるはずだがそこまでは言えない。全部カメラは確認できないので、目的と対応していればそこは認めていい。
- ・ 同じカメラでもいろいろな目的があつて、夜の防犯が心配ということになれば、撮影時間と撮

影事項が定めるようになっているから、夜だけ付けばいいということになる。窓口はどういう目的かということはどう絞っていくか、後は取扱いの問題。映ってしまったものをどう処理をする、どう適正に使うかがポイント。必ず映ってしまうのでそれをどう使うか気を付けてもらいたい。

- ・よくある意見として出てくるのが、撮られることによって窓口に行けなくなるということ、そういうところを懸念している。
- ・なるべく少なく限定すること、映ったものの処理をどう適正にするかその2点。
- ・肖像権を撮られることそれ自体が侵害にあたってそれなりの公益の必要性がないと、犯罪がたくさん起きている地域であればそれはバランス的に正当化される。また、撮られることにより委縮効果が生じて適正に相談もできなくなるという議論もあり、こういうような犯罪がありだからここに付けるというのがあれば説得力がある。
- ・規則にあったようになされる撮影の対象範囲とか必要最小限ということをきちんとやるように入れてほしい。
- ・美術館など盗難の防止であれば目的達成のため24時間見張りが必要、目的が抽象的であれば必要の範囲も広がる。
- ・最低限これで行くとしたら、窓口の来客が映らない委縮的な効果を及ぼさないように、設置方法について検討は必要というか何らかの言及はした方がいい。
- ・他の自治体の公共施設等の実態を見たら、認められる範囲ということでどうか。
- ・問題があるのはそのとおり、犯罪防止とかは抽象的になってしまう、果たしてそれでいいのか、多くの法律家はそれではいけないと考えている。

会長まとめ

- ・今までの意見を十分踏まえながら、反映できるような答申にさせていただくということで実施機関と岡田先生でまとめていただき、成案としていただき答申ということでいかがか。

委員、了承。

事務局まとめ

- ・防犯カメラについては、実施機関と岡田先生と詳細な意見をいただいたものについてもう一度ご審議をいただく中で、ご検討いただくということで進めさせていただきたい。

閉会あいさつ

特段その他意見がなければ、以上で令和元年度第2回情報公開・個人情報保護審査会を終了します。長時間にわたりご審議ありがとうございました、お疲れ様でした。